

## 5. 障害者福祉施策要覧

※ この表は施策の対象者である場合には、原則として○印を付しています。  
 なお、年齢、所得状況等により対象とならない場合もありますので御注意願います。

事業種別		20. 相談窓口一覧								6. 手帳の交付			7. 医療の給付等											
事業名	障害種別	等級	福祉事務所、町村役場、府保健所	家庭支援総合センター	児童相談所（南部・北部家庭支援センター）	精神保健福祉総合センター	公共職業安定所	京都府障害者相談センター	各府立特別支援学校、地域支援センター	結婚相談	障害者専門相談事業	身体障害者手帳の交付	療育手帳の交付	精神障害者保健福祉手帳の交付	自立支援医療（更生医療・育成医療）	障害者自立支援医療特別対策事業	特定疾患に対する医療	特定医療費（指定難病）に対する医療	肝炎治療に対する医療	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業	先天性血液凝固因子障害等に対する医療	小児慢性特定疾病医療費助成		
																							1	2
視覚障害		1	○	○	○		○	○	○	○	○	○			○									
		2	○	○	○		○	○	○	○	○	○			○									
		3	○	○	○		○	○	○	○	○	○			○									
		4	○	○	○		○	○	○	○	○	○			○									
		5	○	○	○		○	○	○	○	○	○			○									
		6	○	○	○		○	○	○	○	○	○			○									
聴覚・平衡機能障害		2	○	○	○		○	○	○	○	○			○										
		3	○	○	○		○	○	○	○	○			○										
		4	○	○	○		○	○	○	○	○			○										
		5	○	○	○		○	○	○	○	○			○										
音声・言語・そしゃく機能障害		3	○	○	○		○	○	○	○	○			○										
		4	○	○	○		○	○	○	○	○			○										
肢体不自由		1	○	○	○		○	○	○	○	○			○										
		2	○	○	○		○	○	○	○	○			○										
		3	○	○	○		○	○	○	○	○			○										
		4	○	○	○		○	○	○	○	○			○										
		5	○	○	○		○	○	○	○	○			○										
		6	○	○	○		○	○	○	○	○			○										
内部障害		1	○	○			○	○	○	○	○			○										
		2	○	○			○	○	○	○	○			○										
		3	○	○			○	○	○	○	○			○										
		4	○	○			○	○	○	○	○			○										
知的障害		A	○	○	○		○	○	○	○		○												
		B	○	○	○		○	○	○	○	○		○											
精神障害		1	○			○	○	○	○		○		○											
		2	○			○	○	○	○		○		○											
		3	○			○	○	○	○		○		○											
備考						手帳の有無は問いません				手帳の有無は問いません				免疫機能不全ウイルスによる							20歳以上（20歳未満は小児慢性特定疾病の対象）	18歳未満の児童（引き続き治療が必要であると認められる場合は、20歳未満）		
頁		71	71	71	92	72	92	91	97	97	17	24	25	26	26	26	26	26	26	26	27	27		

※ 平成25年4月から難病等の方々障害福祉サービス等の対象になりました。対象となる方々は、身体障害者手帳の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービス等の受給が可能となりました。対象疾患や詳しい手続き方法などについては、お住まいの市町村へお問い合わせください。

事業種別		7. 医療の給付等				8. 補装具や日常生活用具の給付等		9. 家庭訪問指導、機能訓練等を受けたいときは																																
事業名	障害種別	等級	重度心身障害児(者)医療助成制度	重度心身障害老人健康管理事業	腎臓機能障害者通院交通費助成	自立支援医療(精神通院医療)	補装具や日常生活用具の給付等	軽・中等度難聴児補聴器購入等支援事業	視力障害児療育訓練	中途失明者巡回生活指導員派遣	中途失明者点字・パソコン講習会	中途失明者巡回歩行訓練	身体障害者補助犬の貸与			難聴者教室	音声機能障害者発声訓練	話し方教室・ことばの相談	オストメイト社会適応訓練	保健所精神保健福祉相談指導事業	社会復帰相談指導事業	精神障害者デイ・ケア																		
													盲導犬	介助犬	聴導犬																									
視覚障害		1	○	○			障害等級等により給付する品目が異なる	軽・中等度の難聴児		○	○	○	○																											
		2	○	○		○																	○	○	○															
		3	一部	一部																																				
		4																																						
		5																																						
		6																																						
聴覚・平衡機能障害		2	○	○											○		○																							
		3	一部	一部											○		○																							
		4													○		○																							
		5													○		○																							
音声・言語・そしゃく機能障害		3	一部	一部											○	○																								
		4													○	○																								
肢体不自由		1	○	○																																				
		2	○	○																																				
		3	一部	一部																																				
		4																																						
		5																																						
		6																																						
内部障害		1	○	○	○																																			
		2	○	○	○																																			
		3	一部	一部	○																																			
		4			○																																			
知的障害		A	○	○																																				
		B	一部	一部																																				
精神障害		1	○	○		○														○	○	○																		
		2	一部	一部																○	○	○																		
		3																		○	○	○																		
備考			所得制限	所得制限	透析を受けている者	手帳の有無は問いません			在宅の視力障害乳幼児	中途失明者	中途失明者	中途失明者				吃音のある者	人工肛門又は人工ぼうこう造設者	手帳の有無は問いません			手帳の有無は問いません																			
頁	27	27	27	27	28	29	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30																			

事業種別		10. 日常生活・社会活動の充実のために																					
		(1) 移動・交通							(2) 情報・通信・コミュニケーション														
事業名	障害種別	等級	自動車運転免許取得教習費助成	自動車改造助成	リフト付きタクシーの運行	駐車禁止除外指定車標章の交付	京都おもいやり駐車場利用証制度	点字による即時情報ネットワーク事業	きょうと府民だより 文字拡大版・点字版・音声版発行	京都府ホームページ	知事記者会見	Web版/アプリ版の提供	ホームページ	人にやさしいまちづくり	障害者IT利用支援	声の京都	郵便等による不在者投票制度	手話通訳者の派遣	要約筆記者の派遣	失語症者向け意思疎通 支援者の派遣	電話リレーサービス	盲ろう者向け通訳・介助員の派遣	
			視覚障害	1				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
2					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
聴覚・平衡機能障害	2	○			△	○					○	○	○	○	○			○	○			聴覚障害ほか電話の利用が困難な者または法人 ※要事前登録	
	3	○			○	○					○	○	○	○	○			○	○				
音声・言語・そしゃく機能障害	3	○									○	○	○	○	○							車いすの使用等	
	4	○									○	○	○	○	○								
肢体不自由	1	○	○		○	○					○	○	○	○	○			△				視覚障害のある方にも対応しています	
	2	○	○		△	○					○	○	○	○	○			△					
内部障害	1	○			○	○					○	○	○	○	○			○				希望者	
	2	○			△	○					○	○	○	○	○			○					
知的障害	A				○	○					○	○	○	○	○							希望者	
	B				○	○					○	○	○	○	○								
精神障害	1				○	○					○	○	○	○	○							対象は34ページのとおり	
	2										○	○	○	○	○								
備考	1		一部制限あり	一部制限あり	利用できない地域あり			希望者	希望者								対象は33ページのとおり	遠隔手話通訳サービスを含む	遠隔要約筆記を含む	失語症の方	対象は34ページのとおり		
	2																						
頁			31	31	31	31	32	32	32	32	32	32	33	33	33	33	34	34	34	34	34	34	





事業種別		11. 交通運賃、施設使用料等の減免、割引																				
		(1)交通・通信																				
事業名	障害種別	等級	旅客鉄道株式会社（JR）の旅客運賃割引	WILLER TRAINS株式会社（京都丹後鉄道）の旅客運賃割引	京都市営地下鉄の運賃割引及び京都市バスの運賃割引	私鉄の旅客運賃割引	航空旅客運賃割引	タクシー運賃の割引	民営路線バスの運賃割引	有料道路の通行料金の割引	施設（電話）設置負担金の分割払	福祉用電話機器のレンタル料の減額	携帯電話料金の割引	電話番号案内	NHK放送受信料の全額減免	NHK放送受信料の半額減免	点字郵便物等の扱い	聴覚障がい者用ゆうパック	点字ゆうパック	心身障がい者用ゆうメール	青い鳥はがきの無料配布	
			視覚障害	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	各社によって取扱いが異なる	○	○	○	○	○	○
2	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
3	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
4	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
5	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
6	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
聴覚・平衡機能障害	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
	4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
	5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
音声・言語・そしゃく機能障害	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
	4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
肢体不自由	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	一部	○	○		○	○	○	○	○	○
	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	一部	○	○		○	○	○	○	○	○
	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
	4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
	5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
	6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
内部障害	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
	4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
知的障害	A	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
	B	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
精神障害	1	○	○	○	○	一部	一部	一部	一部	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	2	○	○	○	○	一部	一部	一部	一部	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	3	○	○	○	○	一部	一部	一部	一部	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
備考		第一種、第二種の区分あり	第一種、第二種の区分あり	は証京京 無料市都 を在在 交住住 付でで さ福 れて社 いる乗 場合車	第一種、第二種の区分あり	一部の航空会社で割引を実施	一部のタクシー会社で割引を実施	一部のバス会社で割引を実施	△は介護者運転 第一種、第二種の区分あり						障害者の方を世帯構成員にする世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合	障害者が世帯主の場合	一部制限あり	一部制限あり				
	頁	39	39	40	40-41	42	42	42	43	44	44	44	44	44	44	45	45	45	45	45	45	

事業種別	11.		12. 税の控除・減免					13. 年金、手当、扶養共済、福祉資金貸付の制度										14.																																		
	事業名	(2)	国税 (所得税等)	地方税				障害基礎年金	年金制度			手当等制度				(1)障害者向け訓練																																				
障害種別		等級		住民税	個人事業税	ゴルフ場利用税	自動車税の種別割 軽自動車税の環境性能割 自動車税の環境性能割		障害厚生年金	障害手当金(一時金)	特別障害給付金	特別障害者手当	障害児福祉手当	特別障害者手当	特別児童扶養手当(対象児童)	児童扶養手当(対象児童の父又は母)	在日外国人重度障害者特別給付金	心身障害者扶養共済制度	生活福祉資金の貸付	公共職業訓練	障害者の多様なニーズに対応した委託訓練	職場適応訓練	京都ジョブパークはあとふる実習																													
事業名	障害種別	等級	施設の利用	国税(所得税等)	住民税	個人事業税	ゴルフ場利用税	自動車税の種別割 軽自動車税の環境性能割 自動車税の環境性能割	障害基礎年金	年金生活者支援給付金(障害)	障害厚生年金	障害手当金(一時金)	特別障害給付金	特別障害者手当	障害児福祉手当	特別障害者手当	特別児童扶養手当(対象児童)	児童扶養手当(対象児童の父又は母)	在日外国人重度障害者特別給付金	心身障害者扶養共済制度	生活福祉資金の貸付	公共職業訓練	障害者の多様なニーズに対応した委託訓練	職場適応訓練	京都ジョブパークはあとふる実習																											
																										1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
																										2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
																										3	○	○	一部	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
																										4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
																										5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
																										6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
																										視覚障害	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
																											3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
																											4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
																											5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
																										聴覚・平衡機能障害	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
																											3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
																											4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
																											5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
																										音声・言語・そしゃく機能障害	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
																											4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
																										肢体不自由	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
																											2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
																											3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
																											4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
																											5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
																											6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
																										内部障害	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																											
3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																											
4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																											
知的障害	A	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																										
	B	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																										
精神障害	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																										
	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																										
	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																										
備考	各施設ごとに異なる						減免額に上限あり 軽自動車税の種別割は市町 村税務所管課へお問い合わせ ください							手帳の有無は問いませんが 手帳制度の認定基準による 所得制限あり			空欄は診断書が必要 所得制限あり		所得制限あり	△は診断書が必要	所得制限あり	す て 事 前 相 談 を 受 け 付 け て い ま す	・この他、障害の状況について 象となることがあります 者手帳をお持ちでない方も対 象となることあります	・訓練内容によっては、障害 者手帳を所持していない方も 訓練受講が可能な方	訓練受講が可能な方	訓練受講が可能な方																										
	頁	46-48	49-50	51	51	51	52	53	53	54	54	54	54	54	54	54	54	54	55	55	55	56	56	56	56	56																										

事業種別	14. 就職を考えている方、障害者の雇用促進のために								15. 府営住宅特定目的の優先入居、住宅改修費助成等の制度						
	(2)障害者の雇用促進に向けて														
事業名	障害種別	等級	特定求職者雇用開発助成金	トライアル雇用助成金	キャリアアップ助成金	ジョブコーチによる支援 (職場適応援助者)	職業準備支援	障害者雇用納付金制度	障害者雇用納付金制度	京都府障害者雇用企業サポートセンターによる企業支援	京都府障害者雇用施設整備事業等事業費補助金	府営住宅への特定目的優先入居	身体障害者・高齢者向け府営住宅改善事業	エレベーター設置棟又は低層階(1階又は2階)への住み替え	住宅改修費給付事業 「日常生活用具給付事業」
視覚障害		1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		2													
		3													
		4													
		5													
		6													
聴覚・平衡機能障害		2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		3													
		4													
		5													
音声・言語・そしゃく機能障害		3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		4													
肢体不自由		1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		2													
		3													
		4													
		5													
		6													
内部障害		1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		2													
		3													
		4													
知的障害		A	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		B													
精神障害		1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		2													
		3													
備考					手帳の有無は問いません	手帳の有無は問いません									下肢・体幹運動機能障害のある者
頁			57	57	58	59	59	59	59	59	59	60	60	60	60